

「川崎市災害廃棄物等処理実施計画（案）」に関する意見募集の実施結果について

1 概 要

本市では、大規模地震等の自然災害に伴い発生が見込まれる災害廃棄物等の処理について、「川崎市地域防災計画（震災対策編）」の中に「川崎市災害廃棄物等処理計画」を位置付け、基本理念等を取りまとめ、平成30年4月に改定したところです。

この度、本市の地理的状況を踏まえ、災害廃棄物等の処理に係る具体的な考え方や対応方法等について定めるとともに、公衆衛生の維持や安全性の確保を図りながら円滑かつ適正に災害廃棄物等を処理するため、「川崎市災害廃棄物等処理実施計画（案）」を取りまとめ、市民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、15通（意見総数81件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題 名	「川崎市災害廃棄物等処理実施計画（案）」に関する意見募集について
意見の募集期間	平成31年2月7日（木）から平成31年3月29日（金）まで
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政だより（2月21日号掲載） ・ 市ホームページ ・ かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・ 各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館 ・ 各生活環境事業所 ・ 環境局総務部庶務課（市役所第3庁舎17階） ・ 関係団体等への情報提供
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市ホームページ ・ かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・ 各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館 ・ 各生活環境事業所 ・ 環境局総務部庶務課（市役所第3庁舎17階）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）		15通（81件）
内	電子メール	11通（75件）
	FAX	4通（6件）
	郵送	0通（0件）
訳	持参	0通（0件）

4 御意見の内容と対応

パブリックコメントの結果、災害時のごみの排出方法等に係る記載方法や具体例が分かりにくいといった御意見や、災害時のごみの分別や排出方法等について、特に平時（発災前）からしっかりとした広報を行うことが重要であるといった御意見などをいただきましたので、図の差替えや説明文の追加をするなど、一部意見を反映し、「川崎市災害廃棄物等処理実施計画」を策定しました。

【対応区分】

- A 御意見を踏まえ、計画に反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E その他

【意見の件数と対応区分】

項 目	A	B	C	D	E	計
(1) 総則に関する事	0	0	0	8	0	8
(2) 基本方針等に関する事	0	1	4	5	0	10
(3) 災害廃棄物等の処理に関する事	5	5	14	23	0	47
(4) その他	0	0	3	6	7	16
合 計	5	6	21	42	7	81

5 具体的な御意見の内容と市の考え方

(1) 総則に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	<p>「川崎市直下の地震」と「慶長型地震」の2つの想定ですが、被害の想定が大きく違うため災害ゴミ処理計画も2つの前提別に策定すべきと考えます。</p> <p>具体的には本編P11に記述されている「3 本市の特徴を踏まえた処理方法」について、津波型の場合、沿岸部の被災により上記の前提が機能しないのではないかと。</p> <p>(同趣旨の御意見としてほか2件)</p>	<p>川崎市災害廃棄物等処理実施計画(以下「本計画」という。)では、「川崎市直下の地震」と「慶長型地震」を想定しております。想定では、直下型は慶長型を大幅に上回る本市最大の被害想定となっておりますので、直下型を前提に策定しております。</p> <p>なお、津波等により臨海部の廃棄物処理施設が被災し、市内の処理能力が不足した場合には、他都市への支援要請や広域的な連携により、災害廃棄物等の処理を行ってまいります。</p>	D
2	<p>川崎市市内には、津波だけでなく河川の氾濫による大規模洪水の被害も予想されます。その規模は津波とは違った区域で起こる可能性も高い(多摩川と鶴見川の複合氾濫など)ので災害想定にも、その場合の想定値を加えてはどうでしょうか?</p> <p>また、水害に関する災害廃棄物処理計画策定はどのように予定しているか知りたいです。</p> <p>(同趣旨の御意見としてほか1件)</p>	<p>水害時は、水分を含み腐敗しやすい廃棄物が多く発生することが想定されることを踏まえ、対応することが重要であると認識しております。水害により発生した廃棄物については、震災時と同様の対応方法となることから本計画を準用して対応いたします。</p> <p>なお、洪水ハザードマップの浸水想定区域は、必ずしも浸水想定区域の全域で浸水被害が発生する想定ではなく、一定の間隔ごとに浸水を予測し、そのすべての結果を重ね合わせ、最大の浸水区域等を表示しているものです。</p>	D
3	<p>この「実施計画」の位置付けが第1章第1節に書かれており、図1-1によると発災後に備えてのBCP計画やマニュアル等を作成するように伺えます。第2章と第3章には共通した表記も散見され、今後第3章の深度化(具体化)が必要と思います。</p> <p>それが「マニュアル」なのか「実施計画」自体の改定になるのか、または</p>	<p>本計画の策定後、災害時の業務継続計画や対応マニュアル等の整備を行い、本計画の実効性を高める取組を進めてまいります。</p> <p>また、大規模災害が発生した際には、被害状況や災害廃棄物の発生状況等を踏まえ、具体的な処理方法やスケジュール等について『災害廃棄物処理実行計画』を策定することとしております。</p>	D

	<p>「災害廃棄物処理実行計画」（素案）なのか判りませんが、（発災以前の）今後の深度化の取組方策（見通し）を第1節末尾に加筆して頂きたい。</p> <p>（同趣旨の御意見としてほか1件）</p>		
4	<p>用語「災害廃棄物等」がこの「実施計画」で対象廃棄物全体を示すのに対しP20の廃棄物の分類で、「災害廃棄物」「片づけごみ」「普通ごみ（家庭系）」「事業系一般廃棄物」「し尿」とあります。</p> <p>一方、P13 図2-4に「廃棄物処理（班）」と「災害廃棄物処理（班）」の呼称を使い分けています。</p> <p>例えば「災害廃棄物」に対して、その他一括して「被災生活廃棄物」のような別物であることを一目瞭然で示す呼称を設けると行政組織外にも要らぬ混乱をおこさないと考えます。</p> <p>文書中各箇所而言及する「ごみ（廃棄物）」の名称の整理ができると、読みやすくなると考えます。</p>	<p>災害廃棄物等の分類については、本計画の上位計画である川崎市災害廃棄物等処理計画（川崎市地域防災計画の一部）にて定めており、神奈川県災害廃棄物処理計画とも整合を図っております。</p> <p>今後も、市民や事業者の方々へわかりやすくお伝えできるよう、取組を進めてまいります。</p>	D

(2) 基本方針等に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
5	<p>「川崎市直下の地震」と「慶長型地震」の2つの想定別に必要とされる人員数を明示されていないため職員参集が十分でないとの判断基準がわかりません。必要人員の数値での表記が必要と考えます。</p>	<p>職員参集については、業務継続計画の中で検討することとしておりますが、職員参集の必要人員及び実際の参集については被災状況により変わることが見込まれるため、応援体制や各班の配置人員の調整を行ってまいります。</p>	D
6	<p>p14表2-2について、計画の実行性の観点から、初動期に必要な人数が確保できるよう、庁内の理解が得られるよう他部局を含めて確認しておくことが大事だと思います。</p>	<p>発災時における迅速かつ適切な対応については、必要人員の確保が重要と考えておりますので、引き続き、関係部署等と情報共有及び調整を行ってまいります。</p>	B
7	<p>災害が発生した際、協定等を締結している事業者は協定に基づき災害廃棄物や生活ごみなどの収集を担うこととなるが、その際の緊急通行ができるような措置を行うべきではないか。</p> <p>また、ガソリンなどの燃料を優先的に給油できるなどの措置を行うべきではないか。</p>	<p>災害時に緊急通行等の措置を行うことは重要であると認識しておりまして、その対応方法については今後関係者と連携しながら検討を進めてまいります。なお、協定締結事業者には、災害廃棄物などの収集処理を担っていただくことから、取組を進めるためには事業者の理解と協力が不可欠と考えており、今後も事業者と連携を図りながら、災害廃棄物等の円滑な処理に向けて取組を進めてまいります。</p>	C
8	<p>ごみ収集を担っている事業者の社員は、一方で被災者にもなり得るので、発災時は、通常時よりごみ収集に関する人員を揃えることが困難になることが想定される。また臨時に人員を確保することも想定されるが、費用も相応に必要な。市では災害時における対応に予算を確保しておくべきと考える。</p>	<p>（この欄は7番目と重複する内容のため、ここでは省略します。）</p>	C
9	<p>計画上では、資源物等収集運搬委託事業者や民間事業者などの協定事業者へ支援要請を行うとしているが、実際にどのようなことを担うのか明確にしてほしい。1次仮保管場所から2次仮保管場所への運搬、2次仮保管場所から処分場への運搬、家庭や避難所からのごみ収集、不法投棄対応など具体的な取組を示</p>	<p>協定締結事業者の具体的な支援要請内容については、各事業者の対応可能な範囲などの調整をしながら、協力要請を行ってまいります。</p>	C

	してほしい。		
10	災害時には電話が不通になることもあるが、協力事業者等とどのように連絡をとるのか。	発災時における連絡通信手段については、電話やファックスだけでなく、電子メールなどの活用も検討してまいります。	D
11	訓練は非常に重要なことです。「定期的」という表現ではなく、各訓練別に実施頻度を明記して訓練を実施していく計画としてください。 「区総合防災訓練と連携した市民向け訓練」は、区民祭等で実施していく計画でしょうか？	発災時における迅速かつ適切な対応については、平時からの研修や訓練が重要となることから定期的に実施するとともに、詳細な訓練内容などについては、別途、調整してまいります。また区総合防災訓練については、各区ごとに年に複数回実施しているところでございまして、こうした訓練の中で取組を実施してまいります。	D
12	p18 表 2-4 について、環境部のみならず他部局との合同訓練を定期的に実施するようになっているのでしょうか。	初動対応訓練は全庁的に実施しており、今後も発災時における迅速かつ適切な対応については、関係部局との連携も重要となることから、引き続き取組を進めてまいります。	D
13	研修・訓練の実施については、大変重要なことと思っています。しかし、市民の関心はかなり低いと感じますから、地震直後の対応と同じように、命が助かってからの生活に欠かせない災害ゴミ処理の事前周知を、いかに広めるかが課題。	発災時における迅速かつ適切な対応や、災害廃棄物等の処理には、市民の皆様の御理解と御協力が大変重要となることから、事前の広報などに努めるとともに、市民の皆様と連携した訓練等の実施に取り組んでまいります。	C
14	P18 の図 2 - 4 に職員にし尿汲み取り訓練をすとあります。しかしながら、災害規模が大きくなるほど仮設トイレの汲み取りで長く使えるかは不安があります。市では、在宅被災者を含め携帯トイレの増備に転換したと聞きましたので、仮設トイレが必ずしも主力でないことを広報する良い機会と思います。	災害時において、被災状況や避難状況等に応じて携帯トイレと仮設トイレを併用するなど、トイレの使用に支障が生じないように、対策を進めてまいります。 また、家庭内における携帯トイレの備蓄についても、関係局区と連携して啓発に努めてまいります。	D

(3) 災害廃棄物等の処理に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
15	地震、台風、土砂災害、大雨などの災害時の発生する地域ごとの災害ごみの発生状況と処理状況の試算（推定）の資料を公開してほしい。災害時の処理方法の伝達についても同様。 (同趣旨の御意見としてほか1件)	地震災害における地域ごとの災害廃棄物推計発生量については、本計画p20, 21に記載しております。また、災害廃棄物の処理については、発災後に『災害廃棄物処理実行計画』を策定し、具体的な処理方法やスケジュール等について公表します。	D
16	避難所から出るごみに医療、治療によるごみが出るが平時のごみ分別区分から分けておいた方が良くと思う。(感染症を防ぐため)	避難所から発生する感染性廃棄物については、環境省の定める災害廃棄物対策指針に基づき、安全保管のため専用容器での管理を行い、他のごみと区分することとしております。	D
17	災害時、どこまで分別するの？容器包装プラスチックやミックスペーパーも分けるの？行政には明確に示してほしい。	分別については、排出時の混乱を避けるため、災害時においても、原則、平時と同様の分別区分（8分別9品目）としており、分別や排出に係る詳細な内容については、発災後速やかに広報いたします。	D
18	普段ださないごみは、特に災害時どう分別すればよいか、教えてほしい。	壊れた家具・家電等の普段出されない、片付けごみについては、一次仮保管場所に排出いただくこととしており、分別や排出に係る詳細な内容については、発災後速やかに広報いたします。	D
19	片付けごみを公園まで運ぶことは難しいです。時間が経ってからでもいいので粗大ごみのように家まで収集に来てくれないでしょうか。	片付けごみについては、公衆衛生の観点から、普通ごみとの混在を避けるため、一次仮保管場所に排出いただくことを基本としております。	D
20	一次仮保管場所への持ち込みは市民自らとあるが、高齢者世帯や自ら持ち込みが困難な世帯への対応はどうなるのか？道路状況、運搬の困難さ、被災者の体力などいろいろな要素があるが、最後はボランティア頼みなのか、はっきりしない。	なお、大規模災害時には、災害発生時の様々な対策を行政のみで行うことは困難であり、市民や地域と連携して取り組む必要があることから、市民や事業者の理解と協力が不可欠となります。また、被災家屋の片付け等では地域、自主防災組織、ボランティア等に	D

		<p>よる連携が重要となりますので、個人・地域・行政による自助・共助・公助が一体となり、災害廃棄物等の円滑な処理に向けた取組を推進してまいります。</p>	
21	<p>一次仮保管場所はどの程度の地域（範囲）ごとに設置するのか？事前に設置場所は知らされているのか？</p> <p>排出場所や排出開始時期の詳細は速やかに広報とあるが、その方法等は、災害の前に市民に周知してほしい。</p>	<p>災害廃棄物の処理のためには、被災状況や災害時の他の利用用途の状況を踏まえて仮保管場所を確保する必要があります。一次仮保管場所については、住宅周辺的生活場所に近い街区公園等を候補地といたします。</p> <p>また、本計画を周知するとともに、排出場所や排出開始時期等についても広報を行ってまいります。</p>	D
22	<p>普通ごみを腐敗性のものとそうでないものに分けて、最初の回収日には腐敗性廃棄物のみとする。</p> <p>分別項目を最初から1項目追加することを検討ください。</p>	<p>分別については、排出時の混乱を避けるため、災害時においても、原則、平時と同様の分別区分（8分別9品目）とし、速やかに収集体制を確保してまいります。</p>	D
23	<p>マイクロプラスチックが海に漂い地球危機の問題となっているが、災害時にプラスチックごみが河川や海に流れ出さないように警戒パトロールが重要であることを喚起する必要がある。</p>	<p>プラスチックごみ問題は重要であると認識しており、災害時においてもプラスチックごみを含めた廃棄物の適正処理に向けて、取組を進めてまいります。</p>	D
24	<p>自助・共助により対応するとあるが、ごみ関連で近隣の市民が片付け困難な状況にあることをいかに情報収集し対応措置をとっていくのか、そうした立場にある人が被災した場合など、地域防災の中に位置づけられているのかなどが明確に示されていないように感じる。共助の区域については、ごみの場合はどのような地域区分がなされているのか、平常時から知っておくことが大事だ。また、地域防災計画との連携は重要である。</p>	<p>本計画は、地域防災計画において基本理念として定められている、自助・共助・公助の考え方に基づいて策定されており、大規模災害時には、災害発生時の様々な対策を行政のみで行うことは困難であるため、市民や地域と連携して取り組む必要があることから、市民や事業者の理解と協力が不可欠となります。また、被災家屋の片付け等では地域、自主防災組織、ボランティア等による連携や日頃からのコミュニケーションが重要となりますので、個人・地域・行政が一体となり、災害廃</p>	D

25	普段からの住民のコミュニケーションが大切。	棄物等の円滑な処理に向けた取組みを推進してまいります。	D
26	家族内でも、ごみ処理についても話し合っておくと混乱が少ない。		D
27	p 26 図 3-3 は良い事例なのか悪い事例なのかといった意味がわかりにくいと思います。25 頁の文章の後に下記のように加えてはどうでしょうか。 →p25 (3) 公衆衛生の悪化を招くため (図 3-3 左参照) →p25 (3) 一次保管場所を排出場所とする (図 3-3 右参照)。	いただいた御意見を踏まえ、本文と図の関連性をわかりやすく示すため、p 2 5 (3) 本文に説明を追加しました。	A
28	片付けごみと普通ごみが混雑したような、一概に区別がしにくい状態も多々あるように想像するが、そうした場合はどちらに出すのか適当か、市民の疑問に答えられるような具体的な分別の広報を事前にしてほしい。 また、非常事態時には、速やかな広報がすぐに市民に届くとは限らないことから、平常時から市民が疑問を持たずにすむように周知しておくことが必要だ。	平時 (災害発生前) からの広報としましては、ホームページやリーフレット等を活用した広報を実施するほか、出前講座等を通じて市民の皆様によくお知らせするなど効果的な広報を行ってまいります。	C
29	ホームページやリーフレットのような一方通行の広報だけではわかりにくいと、説明会等を行う必要があると思います。また、市民の疑問や関心事項を把握した上で、広報資料を作成することが必要だと思います。		C
30	川崎市は転入者、一人暮らしの若い世代も多いと、市のゴミ分別内容をよく理解してもらうため年 1 回の周知活動をお願いします。		C
31	一番大事なものは平常時の広報であ		C

	<p>るが、災害時には平常時に広報しているのとは異なる状況が多々発生することから、丁寧、かつ詳細な広報が必要である。2017年9月に災害ごみについてワークショップを行ったときには、「平常時の周知に力を入れてほしい」「冊子にして見やすく保存できるものにしてほしい」「トイレ関係のごみの情報などの知識の周知もほしい」などの意見も多数あった。</p> <p>避難所の運営に携わるとともに、避難所だけでなく町内会自治会など地域の災害対応を率先して行う地域防災組織や地域災害本部となる組織への周知の徹底が重要だ。人命救助、および災害後に必ず待ち受けているごみ対応を事前に知っておくことでスムーズな収集へとつながることと思う。</p>	
32	<p>「備える、かわさき」という広報紙があるが、そこには避難のしかたなど災害時の対応などが記載されているが、あまり市民に伝わっていない。こういった広報をしっかりと市民に届けるとともに、今回の計画やごみへの対応について知らせていくことが必要。</p>	C
33	<p>現在は、災害時のごみの分別についての情報が市民には示されていない。現在作成しているとのことだが、早急に対処が必要。</p>	C
34	<p>災害時の分別の仕方をさまざまな媒体で告知しておくことが大事。家庭、避難所の区別があれば、明確に。</p>	C
35	<p>災害廃棄物等処理についての一般市民の関心度は極めて低く、私の周りでも、気に掛ける人はあまりいな</p>	C

	<p>いのが現状です。災害時に対して普段の備え等については、3・11以降関心度は高く、マンションの管理組合でも課題に上がります。</p> <p>しかし、災害直後から生活していくために必要不可欠なゴミ処理については、身近な問題として捉えにくい現状があります。災害前対策と同じ必要な重さであることを認知できるような広報等、何かないかと悩みます。</p>		
36	<p>災害時の廃棄物を減らすこと、事前に市民として行動できる事、行政として指導できる事の啓発と発信の必要がある。</p>		C
37	<p>災害時に冷静な行動がとれるように、行政は告知の徹底、住民はシミュレーションしておくことも重要。</p>		C
38	<p>災害ごみの専門家をお招きした講演、講習会、教育等の各地域（自治会等）で行政レベルでの率先した推進活動の実施をご提案します。</p> <p>（同趣旨の御意見としてほか1件）</p>		C
39	<p>広報には必ず日付を入れるようにしてほしい。災害時には、市民に平等に最新情報が行きわたることは難しいので、最新の情報がどれなのか判断に迷うことの無いように日付などをいれ、周知することが大切だ。</p>	<p>発災後の広報については、最新の情報を的確に市民に提供することが重要であることから、広報物には、必要に応じて日付や時刻等を記載しながら、周知を図ってまいりたいと考えております。</p>	C
40	<p>災害時公共通信媒体が使えないことを考え、電車の駅を周知徹底の拠点として使ってはどうか。</p>	<p>災害時には、廃棄物処理等に関する情報を周知するため、ホームページ、チラシ、SNS等の様々な手段を活用した広報を行ってまいります。</p>	D
41	<p>p28 図3-4左について、市民がこれを見ると戸惑います。実際はどのような使い方だったか存じませんが、「停電時の対応」であるような説明書きがあった方がいいと思います。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、図3-4はタイトルを修正し、参考資料として掲載することとしました。これに伴い、図3-5から16までの図番号を繰り上げました。</p>	A

42	災害対策本部や住民組織への災害ごみ関連情報の通知が大切。	災害時において、災害対策本部や関係局区、避難所等への適切な情報伝達が重要であると認識しており、様々な媒体を用いて伝達いたします。	B
43	災害発生時のトイレの設置や家庭でできる範囲での自衛策の広報が必要と考える。	災害用トイレの設置、維持管理等については、避難所ごとに構成される避難所運営会議を中心に行っていただくことを想定しております。また、災害時におけるトイレ対策などの資料集をホームページに掲載するなど、周知を図っており、家庭での携帯トイレの備蓄についても、啓発してまいります。	D
44	p29 表 3-2 について、市民は家電 4 品目等をどうしたらいいかわかりやすいように、また、他自治体等から収集支援に入る人にもわかりやすいように、市が処理できないものについて、表の下に「※第 8 節に記載している」といったことを注記してはどうかと思います。	いただいた御意見を踏まえ、災害時の家電リサイクル法対象品の取扱いについて示すため、p 2 9 表 3 - 2 下部に説明文を追加しました。	A
45	災害時には、普段使っているパッカー車では対応できない場合があります、用途ごとに違う車両が必要。	パッカー車を含む市有車両で対応できない場合については、他都市、民間事業者等と連携を図りながら対応してまいります。	D
46	P30 図 3-5 は、水害の事例のため、地震の事例を掲載した方が適切だと思います。	いただいた御意見を踏まえ、過去の事例として地震被害による発災当初のごみ収集の様子を示すため、図の修正を行いました。	A
47	計画案ではしばらくは燃えるごみの収集だとなっています。どのくらいで資源物の収集も再開できるのでしょうか。特にプラスチックは燃えるごみより多く出ると思います。	災害時は、公衆衛生の観点から、腐敗しやすい廃棄物を優先的に収集することが重要であることから、資源物の収集は一時的に中止する場合がありますが、収集体制を確保し、復旧復興状況に応じて、早期に収集再開できるよう努めてまいります。	D
48	携帯トイレはどのように分別し、どのように運搬するか、別途具体的なマニュアルが必要だと思います。	携帯トイレについては、公衆衛生の観点から優先的に収集し、焼却処分することとしております。携帯トイレの	B

		分別や収集運搬等の内容については、今後検討し、別途作成するマニュアル等で定めてまいります。	
49	し尿の収集が2日目からと計画されていますがそれまではどうしたらいいのか。携帯トイレはどこで販売しているのか。	川崎市で備蓄している災害用トイレ（組立式トイレ）が2日程度使用可能な便槽容量を有していることから、し尿については、原則として発災後2日目からの収集としています。また、携帯トイレについては、アウトドア用品店、自動車用品店、ホームセンター等で販売されています。	D
50	処理施設が全損してしまった最悪の場合までのシミュレーションが必要と考えます。	災害時の廃棄物処理については、各施設の稼働状況を基に処理可能量を試算し、処理能力に不足が見込まれる場合には、仮設処理施設の設置検討をはじめ、他都市及び民間事業者等に支援を要請いたします。害時の廃棄物処理については、各施設の稼働状況を基に処理可能量を試算し、処理能力に不足が見込まれる場合には、仮設処理施設の設置検討をはじめ、他都市及び民間事業者等に支援を要請することとしております。	B
51	p43 図 3-10 は、平時の分別通りの分別ができていない写真が示されていて不適切と思います（土砂、木くず、コンクリートがら、金属が混在している）。仮保管場所では分別する必要はないのでしょうか。看板等は設置しないのでしょうか。誰も管理する人はいないということでしょうか。市民には仮保管場所のイメージがわからないと思います。適切なイメージができるような写真が p25 (3) 排出場所の項目にもあった方がいいと思います。	いただいた御意見を踏まえ、仮保管場所における分別の様子がよりわかりやすくなるよう、図の修正を行いました。	A
52	現時点で対象となる二次仮保管場所の候補地を具体的に列挙してくだ	被災状況により異なることから、現時点で候補地を具体的に示すことは難	D

	<p>さい。川崎市は都市化進んでいるため、避難所、仮設住宅との兼ね合いが重要になると考えます。</p> <p>(同趣旨の御意見としてほか2件)</p>	<p>しいと考えていますが、二次仮保管場所については、1ha以上の大規模公園等を候補地としています。公園等の公有地については、一時避難場所や応急仮設住宅の建設用地等の利用も想定されることから、被災状況等を踏まえ、発災後に候補地の中から仮保管場所用地を選定し、迅速に広報してまいります。</p>	
53	<p>川崎市内には、「区分所有建物(マンション等)」が多くあります。区分所有建物の所有者は一つの建物で多数存在するため、区分所有建物が全壊、半壊した場合の手続きについて、具体的に明記しておく必要があると考えます。</p>	<p>被災した区分所有建築物の再生を円滑に進めるためには、区分所有者間の話し合いにより適切な合意形成が図られることが重要となると認識しており、今後、関係局区と連携して対応してまいります。</p>	C
54	<p>企業、保育園、病院等から出る事業系一般廃棄物として処理しているごみは、災害時には家庭系の一般廃棄物といっしょにして処理するの か?</p>	<p>通常の事業活動の継続に伴って発生する廃棄物については、平時と同様に事業系一般廃棄物として事業者自らの責任において処理することとしております。</p>	D
55	<p>衛生面の配慮は重要である。生物や自然物によるハエやネズミなどの発生による感染症などの防止や対策などの広報が必要と考える。</p> <p>(同趣旨の御意見としてほか1件)</p>	<p>公衆衛生の悪化を招く恐れのあるごみを優先して収集するとともに、関係局区と連携して対応してまいります。</p>	B
56	<p>防塵マスク等の配慮も必要。(ごみ処理時のアスベスト対策)</p>	<p>計画第3章第10節環境対策(p52)で定めたとおり、石綿含有廃棄物の処理にあたっては、「川崎市災害時における石綿飛散防止に係る取扱マニュアル」等に基づき、対応してまいります。</p>	D

(4) その他

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
57	<p>あつて欲しくない災害ですが、川崎市において実施計画が具体的にわかりやすく策定されたことを高く評価いたします。</p> <p>災害時には、通常的生活ごみに加えて、「災害廃棄物等」が加わり、災害の大きさによっては「命が優先され、ごみどころではない」という中、緊急時を過ぎれば廃棄物処理は重要です。そういう状況下での、この実施計画はよく書けていておおむね賛成です。</p> <p>生活ごみの分別では、避難所でも通常の慣れた川崎方式の分別をすすめることが記載されていて、非常に良いと感じました。</p> <p>処理センターの焼却が始まるまで、避難所にダンボールコンポストを置けば、なんとか環境を悪化させずにしのげるのではないのでしょうか。</p> <p>(同趣旨の御意見としてほか2件)</p>	<p>災害時の分別については、排出方法の混乱を避けるために災害時においても平時と同様の分別区分(8分別9品目)を原則とさせていただいています。</p> <p>災害時の生ごみの処理については、速やかに収集・処理体制を構築することで対応してまいります。</p>	D
58	<p>集積所の管理は住民の手で行っているのか？</p>	<p>集積所の管理は地域住民の方々に行っていただいております。</p>	E
59	<p>災害時の準備として、ごみ処理関係の物品も想定しておく。ごみ袋は、様々な用途があるので多めに準備しておくとうい。</p>	<p>災害への備えとして、防災用品を備蓄することは重要と認識しております。</p> <p>家庭における備蓄については、啓発冊子「備える。かわさき」の窓口配布等を行っているところです。今後も、様々な機会や媒体を通して、広報を実施してまいります。</p>	D
60	<p>退蔵ごみ対策については、災害ごみを減らすこととして大変有効であることから、平時に強く意識してもらい、災害に関連付けて常に心掛けるように呼び掛けをしっかりと行ってほしい。</p> <p>(同趣旨の御意見としてほか1件)</p>	<p>災害時に備えて、家庭内で不用となり、保管されているごみを平時から極力減らしておくことは重要であると考えておりますので、効果的な広報の手法や内容等について検討してまいります。</p>	C

61	家の中の不要なものは整理し、捨てておき、シンプルにしておいた方がよい。		C
62	<p>災害のごみの復興処理費は、国が負担しているということが伝わっていないかもしれない。</p> <p>災害ごみの処理費用は、その地域だけで負担するのではなく、被災地以外でも広く負担しているはず。しかし、ほとんどの人は負担している意識がない。コスト面を意識してもらえば、もっと災害ごみに関心を持ってもらえるのでは。</p>	多額の費用を要する災害廃棄物の処理については、費用を削減するため、市民の方々にごみの分別を適切に行っていただくことが重要と考えており、市民の皆様にも広くお知らせできるよう効果的な広報を行ってまいります。	D
63	産廃業者に対する指導はどうしているか？	様々な関係団体と災害時の応援協定を締結しており、発災時には協定に基づき応援を受ける体制となっております。災害時の円滑な連携を図るため、関係団体等と意見交換を行っております。	D
64	余って「ごみ」となる支援品はどんなものが多いのか？	いただいた御意見については、今回の意見募集の趣旨・範囲とは異なりますが、被災地で課題となった例としては、賞味期限の短い食品や、状態の悪い古着等については、避難所等で十分に活用することが出来なかったケースがあると伺っております。	E
65	食べ物や水などのローリングストックの勧めや最新情報の広報が必要と考える。	いただいた御意見については、今回の意見募集の趣旨・範囲とは異なりますが、家庭における備蓄については、啓発冊子「備える。かわさき」の窓口配布等を行っております。今後も、様々な機会や媒体を通して、広報を実施してまいります。	E
66	<p>自宅避難と避難所での避難の違い、各地域での避難所の設置場所の広報及び上記を知らしめるためのパンフレットと広報活動の必要がある。</p> <p>(同趣旨の御意見としてほか1件)</p>	いただいた御意見については、今回の意見募集の趣旨・範囲とは異なりますが、適切な避難行動や指定避難所については、啓発冊子「備える。かわさき」や「防災マップ」に掲載しており、今後も、様々な機会や媒体を通して、広報を実施してまいります。	E

67	<p>実際に支援活動を行って、現地の状況を市民に広く知ってもらい、対策と市民の自覚を高めるための広報活動が必要と考える。</p>	<p>本市の被災地支援については、近年においては、熊本地震に伴う各種の支援や、西日本豪雨災害における各種の支援を行っており、支援活動を市民に広く知っていただくため、職員が地域に出向いて行う「ぼうさい出前講座」や、市ホームページへの掲載等により周知を行っています。今後も、様々な機会や媒体を通して、広報を実施してまいります。</p>	E
68	<p>P62の表の線が切れている。</p>	<p>御指摘を踏まえてp62の表を修正しました。</p>	E